

議案第68号

北上市諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例

北上市諸収入金に対する延滞金徴収条例（平成3年北上市条例第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>2 当分の間、第3条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>2 当分の間、第3条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>延滞金特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合適用年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則
（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北上市諸収入金に対する延滞金徴収条例の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和2年12月3日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。